

バーゼル合意（第三次市中協議案）「証券化の枠組み」に関する共同意見書（抄訳）

平成 15 年 8 月 1 日

2003 年 7 月 31 日、全世界規模での連携（American Securitization Forum;米国証券化フォーラム, the Australian Securitisation Forum;豪州証券化フォーラム, The Bond Market Association;債券市場協会, the European Securitisation Forum;欧州証券化フォーラム, the International Association of Credit Portfolio Managers;信用ポートフォリオ管理者国際協会, the International Swaps and Derivatives Association;国際スワップデリバティブ協会, and the Japanese Bankers Association;全国銀行協会）のもとに、「自己資本に関する新しいバーゼル合意」の証券化取引に関する個所について、共同の意見書が提出された。

要望者側は、バーゼル銀行監督委員会の、証券化取引のリスクにより正確な資本賦課を課す規制案を作成するという姿勢には賛同するものの、本意見書において、幾つかの論点について、市場の崩壊やリスクの分散機能を損なうのではないか、という懸念を表明している。

本意見書は、6つの論点について、よりリスクに適正な資本賦課の考え方を提起している。即ち、内部格付手法（IRB）のうち、外部格付に依拠したリスク計測手法（RBA）の改善、内部格付手法のうち、当局設定関数によるリスク計測手法において設定されたフロア水準の改善、Interest Only Strips の取扱の改善、リボルビング資産の取扱の改善、シンセティック証券化の取扱の改善、ABCP 取引の取扱の改善、である。

本意見書においては、反論の根拠とデータ分析、及び対案を提示している。

本意見書は、今後も証券化業界側とバーゼル委員会との継続的な議論を求め、さらなるデータ分析によって、規制案に置かれている種々の前提条件の再考を促し、より適正なリスク計測を可能にすることで、規制案の更なる変更を期待するものである。

なお意見書全文は、各団体の下記のウェブサイトでご覧可能。

www.americansecuritization.com , www.europeansecuritisation.com,
www.bondmarkets.com, www.zenginkyo.or.jp/en/index.html, www.iacpm.org, www.isda.org.